

文化財とは、人々が生み出した有形・無形の事物・事象や自然景観などの中で、文化的価値が高いとされるものことである。わが国には長い歴史と豊かな自然を反映して、多様な文化財が存在する。

文化財保護法では、文化財は、有形文化財（建造物・絵画・彫刻・古文書など）、無形文化財（演劇・音楽など）、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられている。

例えば有形文化財の場合、国は重要度が高いものを国宝や重要文化財に指定し、それ



に準じるものを登録有形文化財として原簿に登録している

。有形文化財以外に対しても、また、都道府県や市町村においても、同様・類似の指定・登録などが行われている。

指定された文化財の所有者は、その文化財の現状変更などを制限されるほか、その文化財を公開するといった活用

や、修復を行うなどの適切な管理を求められる。

一方、指定した側の国や地方公共団体は、各種の助成や指導を行い、所有者の支援と文化財の保護に努めている。

ただし、こうした指定文化財はごく一部であり、大半は指定を受けていない、未指定

文化財である。未指定であっても、博物館や美術館などに収蔵されていたり、文化財として社会に認知されていたりするものもある。

しかし、存在そのものが知られていなかったり、所有者自身が文化財としての価値を認識していなかったりする場

合もある。未指定である以上、その文化財の所有者に義務や負担は課されないが、公的な

支援や保護もない。それゆえに、民間所在の未指定文化財は、常に散逸・消滅の危機にさらされている。

実際、近年頻発する自然災害の折に、または平常時でも

# 社会全体で文化財保護を

所有者の世代交代などで、民間に所在する多くの未指定文化財が消滅している。本県ではこのような文化財を守るために、2020年にとちぎ歴史資料ネットワーク（通称・とちぎ史料ネット）と那須資料ネットというボランティア組織が設立された。

文化財が社会に広く存在することを、文化庁が国の指針の中で示した意義は大きい。

実はこうした動向は、わが国の文化財政策とも連動する。文化庁は19年、「従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財」の保存と活用を図ることを、国の指針として明示したのである。

それでは、私たちは未指定文化財をどのように把握・管理するのか。人員・予算の削減が続く文化財保護行政の現場で、未指定文化財にまで手が回るのか。個人財産である未指定文化財の保護に税金を投入できるのか。現状は課題山積である。それでも、文化財が社会に広く存在することを、文化庁が国の指針の中で示した意義は大きい。

災害が多発するわが国において、多様な文化財は、所有者の義務や負担、行政の支援や保護、ボランティアの奮闘だけで守れるものではない。社会全体で文化財を守るために、それぞれが文化財に対して自分ができることを、考えていかなければならない。

（宇都宮大共同教育学部准教授、とちぎ史料ネット代表）